

平成 23 年

第 1 回臨時輪之内町議会会議録

平成 23 年 5 月 31 日 開会
平成 23 年 5 月 31 日 閉会

輪之内町議会

第 1 回臨時輪之内町議会会議録目次

5月31日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
仮議席の指定	3
議長の選挙	3
議席の指定	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	6
副議長の選挙	6
常任委員会委員の選任	8
議会運営委員会委員の選任	8
農業委員の解任請求並びに後任委員の推薦	9
安八郡広域連合議会議員の選挙	9
議案上程	9
町長提案説明	9
議第23号（提案説明・質疑・採決）	10
議第24号（提案説明・質疑・討論・採決）	11
議第25号（提案説明・質疑・討論・採決）	18
議第26号（提案説明・質疑・討論・採決）	19
議第27号（提案説明・質疑・討論・採決）	23
閉会	26
会議録署名議員	27

平成23年 5 月 31日 開会 第 1 回臨時輪之内町議会

第 1 号会議録 第 1 日目

平成23年 5 月 31日

○議事日程（第1号）

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長選挙について

（追加日程）

日程第1 議席の指定について

日程第2 会議録署名議員の指名について

日程第3 会期の決定について

日程第4 副議長選挙について

日程第5 常任委員会委員の選任について

日程第6 議会運営委員会委員の選任について

日程第7 農業委員の解任請求並びに後任委員の推薦について

日程第8 安八郡広域連合議会議員の選挙について

日程第9 議案上程

日程第10 町長提案説明

日程第11 議第23号 輪之内町監査委員の選任について

日程第12 議第24号 専決処分の承認について

輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第13 議第25号 専決処分の承認について

輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第14 議第26号 専決処分の承認について

平成22年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

日程第15 議第27号 専決処分の承認について

輪之内町税条例の一部を改正する条例について

○本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2の各事件

追加日程第1から追加日程第15までの各事件

○出席議員（9名）

1番	上野賢二	2番	浅野常夫
3番	高橋愛子	4番	小寺強
5番	浅野利通	6番	田中政治

7番 北島 登
9番 森島 正司

8番 森島 光明

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野 隆之	教育長	森島 昭道
参事兼 会計管理者	中島 修	調整監	尾崎 敏美
税務課長	田中 実	経営戦略課長	荒川 浩
福祉課長	加藤 智治	住民課長	兒玉 隆
産業課長	岩津 英雄	建設課長	加納 孝和
教育課長	森島 秀彦		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	足利 恵信	議会事務局	西脇 愛美
--------	-------	-------	-------

(午前9時30分 開会)

○議会事務局長（足利恵信君）

皆様、おはようございます。

事務局長の足利です。

本臨時会は、一般選挙後、きょう初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。年長の森島光明議員を御紹介します。

(年長議員 森島光明君議長席に着席)

○臨時議長（森島光明君）

おはようございます。

ただいま紹介されました森島光明でございます。

地方自治法の規定によって臨時に議長の職務を行います。よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は9名です。全員出席でありますので、平成23年第1回臨時輪之内町議会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○臨時議長（森島光明君）

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

○臨時議長（森島光明君）

日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にいたしましょうか。

(挙手する者あり)

○臨時議長（森島光明君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

投票でお願いいたします。

○臨時議長（森島光明君）

ただいま投票との発言がありましたので、選挙の方法は投票にすることにいたします。議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○臨時議長（森島光明君）

ただいまの出席議員は9名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に上野賢二君、浅野常夫君及び高橋愛子君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

○臨時議長（森島光明君）

投票用紙の配付漏れはありますか。

(「ありません」の声あり)

○臨時議長（森島光明君）

配付漏れなしと認めます。

次に投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○臨時議長（森島光明君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○臨時議長（森島光明君）

投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長（森島光明君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

次に開票を行います。

上野賢二君、浅野常夫君、高橋愛子君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○臨時議長（森島光明君）

選挙の結果を報告します。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票0票です。

有効投票のうち、北島登君8票、森島正司君1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2.25票です。

したがって、北島登君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○臨時議長（森島光明君）

ただいま議長に当選されました北島登君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

北島登君、議長当選の承諾及びあいさつをお願いいたします。

○7番（北島 登君）

ただいまは多数の議員の皆さんの御支持によりまして議長に当選させていただきまして、誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

責任の重さを痛感するところでございます。町民の皆様から信頼のおける議会づくりを目指し、一生懸命頑張る所存でおります。皆様方の御協力及び御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。ありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（森島光明君）

それでは、議長は議長席にお着き願います。

これで臨時議長の職務はすべて終了いたしました、御協力ありがとうございました。

(議長 北島登君議長席に着席)

○議長（北島 登君）

暫時休憩いたします。

(午前9時43分 休憩)

(午前9時43分 再開)

○議長（北島 登君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（北島 登君）

追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただいま着席のとおり指定いたします。

○議長（北島 登君）

追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、1番 上野賢二君、5番 浅野利通君を指名します。

○議長（北島 登君）

追加日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(北島 登君)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

○議長(北島 登君)

追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にいたしましょうか。

(挙手する者あり)

○議長(北島 登君)

9番 森島正司君。

○9番(森島正司君)

投票をお願いします。

○議長(北島 登君)

投票との意見がありますので、選挙の方法は投票によることにいたします。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(北島 登君)

ただいまの出席議員数は9名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に上野賢二君、浅野常夫君及び高橋愛子君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

○議長(北島 登君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(北島 登君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（北島 登君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番 上野賢二君から順次投票をお願いいたします。

(投票)

○議長（北島 登君）

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（北島 登君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

上野賢二君、浅野常夫君、高橋愛子君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（北島 登君）

選挙の結果を報告します。

投票総数9票、有効投票9票、したがって、無効投票は0票です。

有効投票のうち、浅野常夫君8票、森島正司君1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2.25票でございます。

したがって、浅野常夫君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長（北島 登君）

ただいま副議長に当選されました浅野常夫君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

浅野常夫君、副議長の当選の承諾及びあいさつをお願いいたします。

○2番（浅野常夫君）

ただいまは副議長という大変名誉な職をいただきまして、ありがとうございます。

これからは議長を補佐しながら頑張っていきたいと思っております。副議長の職を汚さぬよう、一生懸命頑張ります。よろしく申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

○議長（北島 登君）

暫時休憩いたします。

(午前9時52分 休憩)

(午前10時44分 再開)

○議長（北島 登君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（北島 登君）

追加日程第5、常任委員会委員の選任及び追加日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって議長が指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

発表いたします。

総務産業建設常任委員会委員には、上野賢二君、浅野常夫君、高橋愛子君、小寺強君、浅野利通君、田中政治君、北島登、森島光明君、森島正司君を指名します。

文教厚生常任委員会委員には、上野賢二君、浅野常夫君、高橋愛子君、小寺強君、浅野利通君、田中政治君、北島登、森島光明君、森島正司君を指名します。

議会運営委員会委員には、田中政治君、森島正司君、森島光明君、浅野利通君を指名します。

お諮りします。

常任委員及び議会運営委員の任期は、委員会条例第3条第1項の規定によって、おおむね1年と定めることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、常任委員及び議会運営委員の任期は、おおむね1年とすることに決定しました。

これから常任委員会及び議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩いたします。

(午前10時46分 休憩)

(午前10時46分 再開)

○議長（北島 登君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから、常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長を報告します。

総務産業建設常任委員会委員長には高橋愛子君、副委員長には田中政治君です。

文教厚生常任委員会は、委員長に浅野利通君、副委員長に上野賢二君です。

議会運営委員会は、委員長に田中政治君、副委員長に森島正司君です。

○議長（北島 登君）

追加日程第7、農業委員の解任並びに後任委員の推薦及び追加日程第8、安八郡広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

委員等の推薦及び選挙の方法については、議長の指名にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

農業委員の北島登を解任し、後任の農業委員には高橋愛子君を指名します。

安八郡広域連合議会議員には、北島登、浅野常夫君、浅野利通君を指名します。

暫時休憩します。

（午前10時48分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（北島 登君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（北島 登君）

追加日程第9、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（北島 登君）

追加日程第10、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

改めて、おはようございます。

本日で5月も終わります。心配されました台風2号の影響も少なく、あすから6月に

入ることになります。いよいよ梅雨の季節を迎えるわけでございます。

議員各位におかれましては、先般執行されました輪之内町議会議員選挙におきまして当選の榮に浴されまして、心からお祝いを申し上げます。本日、ここに初の議会を開催することになりましたことは、誠に御同慶にたえない次第であります。

私も先般の輪之内町長選挙におきまして、今後4年間、輪之内町政の執行に当たることになりました。どうか議員各位におかれましては、今後の輪之内町政の運営におきまして、御支援、御鞭撻を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。

なお、本日は、議会議長を初め、議会の構成も行われ、その体制を確立されました。これにより、これからの議会と執行部の連携につきましても、なおよろしくお願いをいたします。

さて、本日提出させていただきます議案は、人事関係1件、専決処分関係4件の、計5件でございます。

それでは、提案理由の概要について順次御説明を申し上げます。

議第23号 輪之内町監査委員の選任につきましては、議員のうちから選任する監査委員を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、議第24号、議第25号及び議第27号の専決処分の承認につきましては、国において地方税法等が改正されたことに伴い、輪之内町国民健康保険税条例及び輪之内町税条例の一部改正を、また健康保険法施行令が改正されたことに伴い、輪之内町国民健康保険条例の一部改正を専決処分にて行いましたので、地方自治法第179条の規定により報告をし、承認を求めるものであります。

議第26号の専決処分の承認につきましては、平成23年度輪之内町国民健康保険事業特別会計の保険給付費の療養給付費に不足が生じるため、歳入歳出の総額にそれぞれ1,165万9,000円を増額する補正予算を専決処分にて行いましたので、地方自治法第179条の規定により報告し、承認を求めるものであります。

以上をもちまして提案説明を終わりますが、よろしく御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（北島 登君）

追加日程第11、議第23号 輪之内町監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって森島光明君の退場を求めます。

（8番 森島光明君退場）

○議長（北島 登君）

参事から議案説明を求めます。

参事 中島修君。

○参事兼会計管理者（中島 修君）

それでは、お手元の議案書1ページをお願いいたしたいと思います。なお、A4の1枚で選任する方の議案が配付されておりますので、それをお願いいたしたいと思います。

議第23号 輪之内町監査委員の選任について。地方自治法第196条第1項の規定により、左記の者を監査委員に選任したいので、議会の同意を求め。平成23年5月31日提出、輪之内町長。

同意を求め方は、住所が輪之内町下大樽新田堤塘無、お名前は森島光明様、生年月日は昭和16年3月5日生まれ、任期は平成23年5月31日から議員の任期いっぱいでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（北島 登君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議第23号を採決します。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第23号 輪之内町監査委員の選任については、同意することに決定しました。

森島光明君の入場をお願いします。

（8番 森島光明君入場）

○議長（北島 登君）

追加日程第12、議第24号 専決処分の承認について、輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

税務課長から議案説明を求めます。

田中実君。

○税務課長（田中 実君）

議第24号 専決処分の承認について。平成23年3月31日地方自治法第179条の規定により、専決処分したので報告し、その承認を求めものとする。平成23年5月31日提出、

輪之内町長 木野隆之。

3 ページに専決処分書がございます。

4 ページに今回上程させていただきました条例の改正がございます。

それでは、本議案を御説明させていただきます。

今回の輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方税法施行令が改正されましたことにより、輪之内町国民健康保険税の一部を改正いたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

その内容は、国民健康保険税の課税限度額を引き上げることによりまして中間所得者層の被保険者の負担に配慮するとともに、保険制度堅持のため、総体的に所得のある方に多目の負担をお願いせざる得ないということで今回の改正となりました。

それでは、新旧対照表に基づきまして、主な改正部分について御説明をさせていただきます。新旧対照表の1 ページを開いていただきまして、よろしく申し上げます。

第2条、課税額、それから第23条、国民健康保険税の減額におきまして、この二つの条項ですが、両方につきまして国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を現行の「50万円」を「51万円」に改め、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の「13万円」を「14万円」に改め、介護納付金課税額に係る課税限度額を現行の「10万円」を「12万円」に改め、国民健康保険税の課税限度額を全体で現行の「73万円」を「77万円」に、4万円引き上げる改正でございます。

次、めくっていただきまして、2 ページの方でございますが、附則について御説明申し上げます。

第1条、施行期日では、この条例は平成23年4月1日から施行するものとし、2条の適用区分につきましては、平成23年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によると定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の方、よろしく申し上げます。

○議長（北島 登君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今、説明の中で中間所得者層に配慮した改正だというふうな説明があったと思いますが、けれども、この中間所得者層というのは一体どの程度のところを指しておられるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（北島 登君）

税務課長 田中実君。

○税務課長（田中 実君）

中間所得者層というのは、国保におきましては、今回改正されました課税限度額の階層以外にも7割・5割・2割の軽減がございます。その所得者層以外の中間所得者層ということでございます。

○9番（森島正司君）

階層のことを言っておるかと思ったら、所得金額。

○税務課長（田中 実君）

今回の地方税法の改正につきましては中間所得者層という考えでありまして、これは国保会計の成り立ちをちょっと森島議員に御説明申し上げますと、国保会計といいますのは、御承知のように医療給付が先立ちまして、歳出の方におきまして医療給付、総務費とか、後期高齢者支援金等を固めまして、その後、収入の方について国の補助金や県の補助金等を確定した後に国民健康保険税が確定するわけでありまして、その確定した中で中間所得者層というのは、限度額が4万円なら4万円引き上がって多く出される方が見えると、その残りの方々は国保税が安くなると、負担が軽減されるということでございます。

ちょっとそのイメージができないとしますと、庶民的なお話をさせていただくと、よろしいでしょうか。例えば、5人の方が見えて、そして食事をされたと……。

○9番（森島正司君）

私が聞いているのは、要するに高額所得者、低所得者、いわゆるあるわけですね。低所得者に対しては7割・5割・2割の軽減があるということなんですけれども、中間というのはその軽減のない人という意味なのかどうか。

それが年収どのくらいなのか、500万なのか600万なのか、中間所得者というのは、そういうことをお伺いしたわけなんですけれども、その辺のデータがまだまとまっていないとすればやむを得ませんが、どういうイメージをしておられるのかということですね。その中間所得者層が今回の条例改正で増税になるのか減税になるのか。

だから、今回の場合ですと、中間所得と言えるのかどうかちょっとわかりませんが、要はこの最高限度額が引き上げられると、引き上げられるということは増税になるということですね。だから、その増税になる方というのは、どのくらいの所得の方が増税になるのかということをお伺いしておるわけなんですけれども、その辺のところがあればお伺いしたいし、それと、今、輪之内町民のうちでこの増税によってどのくらいの財源がふえてくるのか。

財源がふえてくれば、結果的には全体の会計が楽になって保険税の引き下げということも可能になってくるかなと思うんですけども、現在のところそこまでいくのかどうか、

どういふ影響があるのかということをお伺いしたいんですけども、その辺のところをわかれば教えていただきたいと思ひます。

○議長（北島 登君）

税務課長 田中実君。

○税務課長（田中 実君）

まず、先ほど申しましたように、国保会計というのは事業費が固まって保険税の枠も固まると、そうするとその中で課税限度額という制度がございますので、端的に申し上げますと、全体に対しては増税ではございません。国保会計の中で、加入してみえる被保険者の方々が必要な費用をみんなで出していくという制度でございます。通常の事業でございましたら、収入が決まったら、それに基づいて事業を行うのですけれども、国保の事業につきましては、給付が先でございます、収入がないからといって町民の皆さんに医療機関にかかるなということではできませんので、事業費が固まりましたら、先ほど申しました国や県やら、いろんなところの補助金を差し引いた残りの国保税について限度額を引き上げることによって、軽減のかかっている方をのけて、その最高限度額に御無理言った方々以外の方は、簡単に言うと割り勘でございますのでその金額が減ると。

先ほど1番目の御質問で言いかけてましたけど、5人の町民の方が食事をして1万円かかったと、そうすると普通は1人2,000円払うんです。それが1人のお金持ちが僕は6,000円出すわと言いましたら、1万円のうち6,000円引くと4,000円です。そうすると、残りの4人の方は1,000円払えばいいわけです。つまり、2,000円のところから6,000円になった方は限度額を上げたわけです。残りの4人の中間所得者層は、2,000円のところが1,000円になって助かったんです。なおかつ、1万円というのは変わりません。食堂がお金持ちがおるからといって1万円以上の要求をすることもございません。これが1万円の国保の予算、それから中間所得者層というのは言いました4人の方々、そして1人2,000円から6,000円に上げたのが最高限度額を上げた方と、今回ということでございます、こういった大きな流れの中でその均等割を引かれた方、それから所得のある方、残りの方が中間所得者層ということでございますので、森島議員が言われる、一体幾ら、中間所得者はどうだということではなく、国保というのは、町民の加入してみえる皆さん方が事業者保険のない中でつらい国保会計を運営していくということですので、御理解の方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（北島 登君）

住民課長からちょっと答弁させます。

住民課長 兒玉隆君。

○住民課長（兒玉 隆君）

先ほどの森島議員の御質問でございますけれども、今回の限度額をふやすことによっ

て増税になるかどうかというような御質問であったかと思えます。それにつきましては、所得税率、あるいは1人当たりの均等割の額等が関係してまいりますし、それから医療費が増嵩すればどうなのかという話もございますので、医療費は前年度並み、所得税率も1人当たりの額も同じであるというふうに仮定をいたしますと、所得の高い方につきましては、限度額が引き上げられることによりまして税の負担は多くなるということでございます。その高額所得の方が払われた税の分をもちまして、先ほど来出ておりますような中間所得層の方の税は下がるということでございます。

なお、平成23年度の保険税につきましては、ただいまその所得率等を検討しておりますので、今、具体的に幾ら増税になる云々という話はさせていただくことができませんので、この点につきましては、6月の議会の方でまた御提案をさせていただく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

質問に答えてください、余分なことを言ってもらわんでいいです。

だから、今、私が聞いたのは、中間所得者層とは金額で幾らなのか、年収500万なのか、600万なのか、1,000万なのかということなんですよ。

それと、今回、増税になるということも当然あるわけですが、一定の条件のもとにおいては当然増税になるわけですよ、最高税率の方が4万円上がるわけですよ。最高額の方は73万から77万に上がるわけですから、これは確実に上がるんですよ。この上がるわけじゃないということを最初税務課長が言われたけれども、やはりそれは正確に言ってもらわんと困るんですけれども。だから、その上がることによって、要は4月1日から、こういうふうに税率というか最高限度額が変わったわけですよ、もう既に変わっておるんですよ。で、今言われた、この6月に改めて算定し直して、7月からこれが変わるというのは、もちろん昨年度の町民の所得なんかを含めて決まってくるのは、もうわかっていますけれども、それによって増税になる人も減税になる人もあるかもしれませんけれども、そんなことはもうわかっていることだからいいんですけれども、だから、この限度額を上げることによってどの階層の方が、要はこの年収どのくらいの人、それが輪之内町では何人くらいいるかということも、本当は税務課だったらわかっているはずなんですよね。

だから、そういうことを聞こうとしているんだけど、余分なことばかり言われて、これ3回目なんですけれども、だから最高限度額の引き上げによって、どのくらいの町民が影響を受けるかと。これは影響を受ける人は今の所得によって決まってくるわけですから、どれだけ所得があるか、何人家族か、このことによって決まってくるわけで

すから、4月1日現在の家族構成、あるいは所得で、何人ぐらいが増税になるのかということをお伺いしたいと思います。

先ほど中間所得者層を配慮したと言われるけれども、それは中間所得者層を配慮した結果があらわれてくるのが、言われた今度の税率改正でそれがあらわれてくるわけであって、現在の最高限度額を引き上げただけでは増税だけなんですよ、減税はないんですよ。だから、そこを余分なことを言わずに、その限度額を上げたことによって輪之内町民のどの階層の部分の人が増税になるのか、要は年収幾らぐらいの人が幾らになるのか。

年収1,000万、2,000万の人は、これは限度額を上げてても全く影響ないわけやね。だから、要するに中間層というのか、高額所得者というのかわかりませんが、最高限度額の人がね。今、この中間所得者層というのは、最高限度額に該当する人を中間層というふうに言っておられるのかどうか、そこをちょっと聞きたいね。そこをちょっと参事の方で、税務課長はもういいです。

○議長（北島 登君）

参事 中島修君。

○参事兼会計管理者（中島 修君）

今、言われております中間所得者層というのは、従来ですと上限額が73万円ですね。73万円までの上限額に達していない方を中間所得者層という定義でございますので、今回4万円引き上げますと、当然ぐっと伸びて上がってきまして、それから先ほど言われました1,000万とかは影響ないと言われましたけれども、結局4万円引き上げれば、その方も負担をしていただくことになりますので、上限額が従来73万円でおさまっていたのが4万円引き上げれば、その4万円分は負担するわけですから、当然一という器の中でふえますので、課税限度額に達していなかった人は減るということで、今回、中間所得者層にとっては安くなるということでございます。

○9番（森島正司君）

この減るのは、さっき言ったように6月議会でこの税率改正をやった場合に減るだけであって、現在それをやっていないんだから、この専決処分においては減税はないんですよ、増税しかないんですよ。少なくなる根拠は何もないでしょう。だから、今の税率が決まっておる、全然税率は変更していないわけですからね。だから、今参事が言われた安くなる部分があるというような御説明だったけれども、現在の段階では増税だけなんですよ、減税はないということなんですね。そこをところははっきりさせてもらいたいと思いますけどね。

○議長（北島 登君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

これで質疑を終わります。

これから議第24号についての討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今、質疑をやって、何かはぐらかしの答弁というか、余分なことばっか言われて、本来のこの議論ができなかったのは非常に残念だというふうに思っています。

私自身は、最高限度額の引き上げそのものについては基本的には賛成の方なんですけれども、例えば年収200万、300万の人が仮に増税になるというようなことであれば、これはどうかと、そこのところを確認したかった。

逆に、今、年収1,000万、2,000万の人は、73万が77万になって4万円上がるわけなんですけれども、それだけのことなんやね。そういう部分は僕はいいと思うんですけれども、年収200万、300万という人が増税になるかどうかというところをもう少し明確にしてほしかったんですけれども。

家族構成によって均等割額が決まってくるので、その辺のところは1人家族、あるいは4人家族、5人家族によって、年収が200万、300万でも、中には増税になる人もあるかもしれないというようなことがあります。けれども、総体的に言って高額所得者に負担を求める、そのことによって低所得者も減税が期待できるというようなふうに私は思っておりますので、この最高限度額の引き上げについては、私は賛成であります。

けど、執行部をお願いしておきたいのは、そういったことを的確に質問に答えられるようにしておいていただきたいと思います。

○議長（北島 登君）

賛成討論やな。

○9番（森島正司君）

賛成です。

○議長（北島 登君）

ほかに討論ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

これで討論を終わります。

これから議第24号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第24号 専決処分の承認について、輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（北島 登君）

追加日程第13、議第25号 専決処分の承認について、輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

住民課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○住民課長（兒玉 隆君）

お手元の議案集の5ページをお願いいたします。

議第25号 専決処分の承認について。地方自治法第179条の規定により、平成23年3月31日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。平成23年5月31日提出、輪之内町長 木野隆之。

次ページは専決処分書でございます。地方自治法第179条の規定により、次のとおり専決処分をするものとする。平成23年3月31日、輪之内町長 木野隆之。

専決第2号 輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例。7ページにはその条例が載せてございます。

輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例、輪之内町国民健康保険条例（昭和34年輪之内町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条の2中「35万円」を「39万円」に改める。

附則第4項を削る。

附則といたしまして、第1項は、この条例は平成23年4月1日から施行する。

第2項、施行日前に出産した被保険者に係る輪之内町国民健康保険条例第5条の2の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によるということでございます。

新旧対照表の方で御説明をさせていただきますので、3ページをお願いいたします。

これを見ていただきますとわかりますように、これまでの附則の第4項を削っております。こちらの方は、これまで暫定措置として附則で39万円という額を定めておりましたけれども、これを本則中で定めることによって恒久化をしようというものでございまして、第5条の2の従来「35万円」という金額を「39万円」に改めるものでございます。

本議案につきましては、先ほども少し申し上げましたように、これまで厚生労働省に

よりまして平成21年10月から平成23年3月までの間、暫定的に引き上げておりました出産育児一時金につきまして、平成23年4月から恒久化するために、この条例の改正を行うということでございます。

以上で説明を終わりますので、御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（北島 登君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

これで質疑を終わります。

これから議第25号の討論を行います。

討論ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第25号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第25号 専決処分の承認について、輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（北島 登君）

追加日程第14、議第26号 専決処分の承認について、平成22年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

住民課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○住民課長（兒玉 隆君）

お手元の議案書8ページをお願いいたします。

議第26号 専決処分の承認について。地方自治法第179条の規定により、平成23年3月31日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。平成23年5月31日提出、輪之内町長 木野隆之。

次ページは専決処分書でございます。地方自治法第179条の規定により、次のとおり専決処分するものとする。平成23年3月31日、輪之内町長 木野隆之。

専決第3号 平成22年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

10ページをごらんいただきたいと思います。専決第3号 平成22年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）でございます。平成22年度輪之内町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正で、第1条として、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,165万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,506万円と定める。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成23年3月31日専決、岐阜県安八郡輪之内町長 木野隆之でございます。

その次の11ページ、12ページにつきましては、歳入歳出予算の補正でございますが、ごらんのとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、事項別明細書によりまして御説明をさせていただきます。

まず、事項別明細書の歳出から御説明をいたします。6ページをお願いいたします。

款2. 保険給付費、項1. 療養諸費、目1. 一般被保険者療養給付費につきましては1,467万7,000円を増額し、目2. 退職被保険者等療養給付費につきましては、124万3,000円を増額するものでございます。これは平成23年2月診療分において高額な医療を要する入院患者が激増いたしましたので、通常予測された予算額に大幅な不足を生じるため、増額補正を行うものでございます。

7ページをお願いいたします。款2. 保険給付費、項2. 高額療養費、目1. 一般被保険者高額療養費につきましては、不用となる額426万1,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。3ページをごらんください。

款3. 国庫支出金、項1. 国庫負担金、目1. 療養給付費等負担金につきましては、902万3,000円の増額補正でございます。

4ページをごらんください。款4. 療養給付費等交付金、項1. 療養給付費等交付金、目1. 療養給付費等交付金につきましては、124万3,000円の増額補正でございます。

5ページをお願いいたします。款6. 県支出金、項2. 県補助金、目2. 国保臨時特別助成事業補助金につきましては、139万3,000円の増額補正でございます。

補正予算の内容につきましては、以上でございます。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（北島 登君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今回の補正予算は、3月31日の年度末ぎりぎりに行われたわけですがけれども、この平成23年度中の診療について療養費が増加したというような御説明でしたけれども、これは3月以降にふえたのか、いつごろこういうのがふえてきたのか、どの時点でこういう増加傾向というのが明らかになったのかということをお伺いしたいと思います。

それともう1点、県の支出金で当初予算になかった国保臨時特別助成事業補助金というのがありますがけれども、これはどういう制度なのか。特別なそういう疾患に対して助成を受けられるというものなのか、どんな疾患に対しても適用されるものなのか、その辺のところ、この県の補助金の性格をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（北島 登君）

住民課長 兒玉隆君。

○住民課長（兒玉 隆君）

先ほどの療養給付費につきましてですがけれども、平成22年度（前年度）の3月診療分から1月診療分までにつきましては、平均いたしますと月3,400万円強の支払いでございましたけれども、この平成23年2月診療分につきましては、約4,700万円の医療費がかかっておりまして、通常のを大幅に上回る支出でございまして。ほかの月につきましては、これほど大きな支払いはなかったわけでございますので、ここまでの医療費を見込むことができなかったということでございます。

退職者の医療費につきましては、療養給付費でございまして、先ほどと同じように前年3月の診療分から1月診療分までにつきましては、月平均いたしますと360万ほどでございましたけれども、23年2月の診療分につきましては、一月で550万ということで、一般と退職者、双方におきましてちょっと予測しがたい額になってしまいましたので、専決処分をさせていただいたということでございます。

先ほど申しましたように、この原因としては、高額な入院を要する件数が大幅にふえたということがその主な原因でございます。

それからもう一つの御質問ですがけれども、県支出金の県補助金の国保臨時特別助成事業補助金でございまして、こちらの方は県支出金ですので当然県の方から交付される補助金でございまして、福祉医療制度の現物給付によって国庫負担金が削減される場合がございますので、それを県の方から補てんしていただけるというものでございまして、平成22年度においても交付されるということでしたので、この分は追加して補正をさせていただいたということでございます。

○議長（北島 登君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

そうすると、今の県の補助金というのは福祉医療費の現物給付によって国保会計の方が軽減されるということで、その分が補助金として交付されたというように今お伺いしました。

それと、これは3月31日に専決処分を行って、執行はいつ行われたんでしょうか。

○議長（北島 登君）

住民課長 兒玉隆君。

○住民課長（兒玉 隆君）

医療費の支払いにつきましては、2ヵ月おくれで請求が来るというシステムになっておりますので、支払いにつきましては、4月の下旬に行っておるということでございます。

○議長（北島 登君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

これで質疑を終わります。

これから議第26号の討論を行います。

討論ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第26号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第26号 専決処分の承認について、平成22年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり承認することに決定いたし

ました。

○議長（北島 登君）

追加日程第15、議第27号 専決処分の承認について、輪之内町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

税務課長から議案説明を求めます。

税務課長 田中実君。

○税務課長（田中 実君）

それでは、議案書13ページをお開きください。

議第27号 専決処分の承認について。平成23年5月6日地方自治法第179条の規定により、専決処分したので報告し、その承認を求めるものとする。平成23年5月31日提出、輪之内町長 木野隆之君。

めくっていただきますと、専決処分書、15ページには今回改正されました条例がございます。

それでは、新旧対照表によって御説明申し上げたいと思います。

4ページの方ですけど、まず今回の輪之内町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法が改正されたことにより輪之内町税条例の一部を改正いたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

その内容は、東日本大震災の被災者等の負担軽減を図るため、個人住民税、固定資産税に係る必要な措置を講ずるため、今回の改正となりました。

それでは、新旧対照表に基づきまして、改正部分について御説明をさせていただきますと思います。

今回の改正につきましては、いろいろな言葉がございますのでざっとお話しさせていただきますと、法とありますのは地方税法のことでございます。令とありますのは、地方税法施行令のことでございます。何もついてない第とありますのは、町条例のことでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、説明に入らせていただきます。

附則第21条、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例について、まず雑損控除と申しますのは、災害等によって住宅、家財等、生活に必要な資産に損害を受けた場合、控除が受けられるという制度でございます。本人または生計を一にする親族が保有する資産が災害で損害を受けた場合、この制度が適用されるということでございます。

それでは、附則第21条の概略を御説明申し上げますと、今回、東日本大震災によってその者が有する資産について受けた損失の額は、本来は来年の申告において雑損控除を適用するところを、納税者の選択によって平成23年に発生した損失を平成22年に生じた金額として平成23年度の個人町民税の雑損控除等の適用を受けられるようにするため

の改正でございます。

ここに書いてございます第21条、それからずっと見ていただきますと2がございます。これは2項といたしますが、この21条の2につきましては、本人に対する、先ほど申しました取り決めでございます。

それから3、これは第3項、それから4につきましては、先ほど御説明で申しましたように、親族に対する雑損控除の取り決めが書いてございます。

5、これは5項と申しますが、これは先ほど申しましたように今回の申告は納税者による選択でございますので、この5に書いてございますのは、納税者がそれを選択した場合には、この取り決めに適用しますよということが書いてございます。

続きまして、附則第22条、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例ということでございますが、住宅借入金等特別税額控除というのは何かと申しますと、住宅を新築、または改築し、自己の居住の用に供して、その後、引き続き居住している場合、住宅借入金等、簡単に言いますと、借金がかった場合、その居住の用に供した年から10年間は控除ができるという制度でございます。

それでは、附則の22条の概略について御説明申し上げますと、先ほど制度を御説明いたしました住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が東日本大震災により居住することができなくなった場合においても、控除期間の残り期間については、引き続き住宅借入金等特別税額控除を適用することができますよということがこの22条にうたってございます。

次、めくっていただきまして、6ページでございますが、附則第23条、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等についてということでございますが、固定資産税の特例につきましてはどういうことかと申しますと、住宅が建っている住宅用地について課税標準の特例がございまして、住宅1戸につき200平米までは小規模住宅用地として本来の課税基準額の6分の1と、それ以外の一般住宅用地については3分の1等の減額等々がございます。その前提は、宅地に住宅が建っているというような取り決めにより、この適用をするわけでございます。

附則の23条の概略説明をさせていただきます。平成23年度における賦課期日、つまり平成23年1月1日において被災住宅用地を所有し、または共有するものの土地が住宅が損傷等により住宅用地としてなくなった場合においても住宅用の特例が使えると、先ほど申しました6分の1、3分の1等のことを引き続き使えますよということが書いてございます。

第23条の隣に1、2、3、4と書いて、そして2があります。これは2項ですけれども、これは通常土地の所有に関する今回の取り決めと。

それから3、第3項と申しますが、これは共有地に対する今回と同じような取り決めが書いてございまして、4、第4項につきましては、仮換地に係る土地についての適用

が記載してございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものとする。ただし、附則に3条を加える改定規定（附則第22条に係る部分に限る。）は、平成24年1月1日から施行するものということでございます。

なお、今回の条例改正は、東日本大震災の被災者に限定されておりますので、現在のところ、当町には該当者はございません。

以上で説明を終わらせていただきます。審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（北島 登君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今、最後のところで当町において該当者はないという御説明がありました。例えば、福島の方から輪之内に避難してきたというような人は、この対象になるのかならないのか。アパートなりどこかに入居したというような場合……、固定資産税は当町には全く関係ないということですね。そうすると、新たに当町に避難してきた方が住宅を建てるような場合に、この条例が適用されるというふうに解釈してもよいのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（北島 登君）

税務課長 田中実君。

○税務課長（田中 実君）

少し整理させていただきますと、一番最後の御質問で住宅を建てると言われましたけれども、住宅ローン控除につきましては、被災地、東北地方5県ということになっております。そこに家はなくなっているけれども、住宅ローン控除を10年間は引き続き引いて、税の優遇をするということでございます。

また、こちらに転入してみえた方はどうなるのかというお話でございますが、住民税につきましては、1月1日現在で課税権がございますので、まずは東北地方の自治体ということですが、来年以降につきましては、輪之内町に住民票があればこういう適用をしていくということでございます。

被災者の方に対しては、税の関係はそれで網羅できるという考え方でございます。

○議長（北島 登君）

ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（北島 登君）

これで質疑を終わります。
これから議第27号の討論を行います。
討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議第27号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。
したがって、議第27号 専決処分の承認について、輪之内町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（北島 登君）

お諮りします。
次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査としたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。
したがって、そのように決定いたしました。

○議長（北島 登君）

これで本日の日程は全部終了しました。
これをもちまして、平成23年第1回臨時輪之内町議会を閉会いたします。
本日は大変御苦勞さまでございました。

（午前11時50分 閉会）

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年5月31日

輪之内町議会 臨時議長 森島 光明

議 長 北島 登

署名議員 浅野 利通

署名議員 上野 賢二